

河川計画検討業務委託（河川・補助）

— 特 記 仕 様 書（案） —

第1条 業務目的

本業務は、一級河川谷田川及び逢瀬川において、「流域水害対策計画」に基づく「貯留機能保全区域」の指定に向けて検討するものである。本業務では過年度業務の検討結果を精査した上で現在進めている別業務との調整を図りながら、貯留機能保全区域の指定に向けた具体的な検討を行い、地元合意形成に向けた課題整理および関係機関との協議資料作成を目的とする。

第2条 仕様等

本業務の履行にあたっては、本仕様書に従うほか、福島県土木部制定「共通仕様書（業務委託編）」のうち、土木設計業務等共通仕様書（令和8年4月1日一部改定）によるものとする。

第3条 業務内容

1 計画・準備

本業務の実施にあたり、業務内容を十分把握した上で、作業方針、作業工程、作業体制を立案し、業務計画書を作成する。

2 資料収集整理

過年度業務における都市浸水想定区域や貯留機能保全区域の指定に関わる検討資料を収集・精査する。

3 現地調査

「2 資料収集整理」の結果を踏まえ、貯留機能保全区域の指定候補地について現地調査を実施する。また、最新の土地利用状況（空中写真、都市計画図・住宅地図等）と照らし合わせ、候補地内の土地利用実態（農地、資材置き場、空き地等）微地形（周囲との比高差）、排水施設（水路・ポンプ）の状況、建築物の有無を確認し、現地写真とともに「候補地カルテ（台帳）」形式でとりまとめる。

4 貯留機能保全区域（案）の精査

「特定都市河川浸水被害対策法施行ガイドライン」に基づき、下記を検討した上で、過年度選定候補地を絞り込む。

- （1）整合性の確認：市街化調整区域や市街化編入抑制区域との重複状況を確認し、都市計画マスタープラン等の上位計画との矛盾がないかを照合する。

(2) 浸水頻度の算出:流域水害対策計画の計画対象降雨未満の降雨(1/5、1/10確率等)における浸水状況を整理し、恒常的な貯留機能の有無を評価する。

5 貯留機能保全区域(案)の効果検証

過年度業務で構築されている浸水解析モデルを用いて、当該区域を保全した場合(現状)と、仮に埋め立て等により貯留機能が喪失した場合(開発後)の比較検証を実施する。検証にあたっては、下流市街地の最大浸水深の低減量、浸水面積の減少率、ピーク時流出量の抑制効果を数値化し、区域指定による公共の利益を明確にした上で、貯留機能保全区域を複数の検討ブロックに分割し、浸水解析を実施することで、どの区域が下流の浸水被害軽減に寄与しているか寄与度の序列化を行う。

6 貯留機能保全区域(案)の優先順位づけ

「下流市街地の浸水軽減への寄与度」と「土地利用の安定性(開発リスク)」の2軸でマトリックス評価を行い、早期指定すべき箇所の優先順位を検討する。

7 貯留機能保全区域(案)の浸水防護措置の検討

(1) 浸水対策の検討:貯留機能保全区域の指定に伴い、隣接する農地以外の施設(宅地、墓地、重要インフラ等)への浸水リスクが増大、または浸水被害が継続する箇所を抽出し、二線堤防の築造、小規模止水壁の設置や既存道路の嵩上げ等の浸水対策を検討する。

(2) 早期排水の支援策の検討:貯留後の早期排水の支援策を検討する。既存の農業用排水路の疎通能力や農業用ポンプの稼働状況を確認し、必要に応じ、可搬式のポンプ等の配置計画を検討する。

8 区域指定における課題の整理

土地所有者への周知方法、固定資産税の減免措置の有無、許可申請事務の負担増など、法的・運用面の課題を整理する。また、指定を見送った場合に将来的な盛土開発が進んだと仮定したシナリオをシミュレーションし、指定の遅れが流域全体の治水安全度に与える負の影響を定量的に算出する。

9 住民や土地所有者への周知方法の検討

最新資料を基に「在住・不在」「個人・法人」「営農の有無」といった属性別に分類し、合意形成上のリスクや影響度を整理する。また、周知にあたっては地域の理解醸成および合意形成を段階的に進めるため、関係団体への事前説明、地元説明会、個別説明を組み合わせたプロセスを検討する。

- (1) 関係団体への事前説明：地元説明会に先立ち、土地改良区や水利組合等の実務団体、自治会長等にどの段階でどのような情報を提供するか検討する。
- (2) 地元説明会：対象地域の属性構成に応じた柔軟な開催方法を検討する。
- (3) 個別説明：全体説明会に加え、個別対応が必要な地権者に対しては重点的な個別説明方法を検討する。

1 0 区域指定に向けたスケジュール案の作成

「流域水害対策計画」の公表から、個別の「貯留機能保全区域」の指定まで、法的手続きを円滑に進めるためのスケジュール案を作成する。

1 1 関係機関協議資料の作成

関係機関や土地所有者等との協議を行うため、協議資料を作成する。

1 2 報告書の作成

検討の経過等内容を取りまとめ報告書を作成する。

第4条 打合せ

打合せは、業務着手時、中間2回、成果品納入時の計4回とする。打合せ回数の増減については、必要に応じ協議を行うものとする。

第5条 技術審査

技術審査は、中間及び竣工時の2回実施するものとする。

第6条 成果物

成果物は、共通仕様書で定めるものを提出するものとする。